

令和6年11月14日

金ケ崎町長 高橋寛寿様

金ケ崎町生涯教育審議会
会長 新妻二男

今後の金ケ崎町における生涯教育のあり方について（答申）

令和6年2月26日付、金生教第530号で諮問のありましたこのことについて、金ケ崎町生涯教育審議会において審議を致しました。

昭和54年6月25日に宣言した当時の理念や時代背景、その後の生涯教育を取り巻く環境の変化等から、概ね10年程度の将来を展望し、今後の金ケ崎町における生涯教育のあり方について検討しましたので、別紙のとおり答申します。

なお、本答申は令和8年度を初年度とする次期教育振興基本計画への反映を想定していますが、早期に対応が求められる事項等については、次期教育振興基本計画を待たずに取り組まれることを期待します。

金ケ崎町生涯教育審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属等	
1号 学校関係者	最 ^も 上 ^{がみ} 啓 ^{あきら}	金ケ崎町校長会会長	
2号 社会教育団体関係者	榊 ^{さかき} 文 ^{あや} 仁 ^{ひと}	P T A連絡協議会会長	
	横 ^{よこ} 田 ^た 恵 ^{けい} 子 ^こ	女性百人会会長	副会長
3号 社会体育関係者	黒 ^{くろ} 澤 ^{さわ} 一 ^{かつ} 男 ^お	体育協会会長	
4号 芸術文化団体関係者	高 ^{たか} 橋 ^{はし} 定 ^{さだ} 範 ^{のり}	芸術文化協会会長	
5号 社会福祉団体関係者	高 ^{たか} 橋 ^{はし} 範 ^{のり} 夫 ^お	社会福祉協議会会長	
	西 ^{にし} 久 ^{ひさ} 雄 ^お	町老人クラブ連合会会長	
6号 自治会関係者	高 ^{たか} 橋 ^{はし} 修 ^{しゅう} 一 ^{いち}	自治会長連絡協議会理事	～R6. 5. 30
	高 ^{たか} 橋 ^{はし} 信 ^{まこと}	自治会長連絡協議会理事	R6. 5. 31～
7号 学識経験者	新 ^{にい} 妻 ^{つま} 二 ^{つぎ} 男 ^お	岩手大学名誉教授	会長
	外 ^と 館 ^{だて} 邦 ^{くに} 博 ^{ひろ}	岩手県生涯学習推進センター所長	～R6. 5. 30
	千 ^ち 葉 ^ば 憲 ^{けん} 一 ^{いち}	岩手県生涯学習推進センター所長	R6. 5. 31～
	宮 ^{みや} 明 ^{あき} 江 ^え	県立金ケ崎高校講師	
	千 ^ち 葉 ^ば 順 ^{じゅん} 子 ^こ	元中学校教諭	
	佐 ^さ 藤 ^{とう} 千 ^ち 春 ^{はる}	民生委員・児童委員協議会会長	
	松 ^{まつ} 本 ^{もと} レイ子 ^こ	社会福祉法人愛護会 金ケ崎保育園園長	

今後の金ヶ崎町における生涯教育のあり方について（答申）

1 生涯教育に対する理解の促進

生涯学習が学習者の視点での考え方であるのに対し生涯教育が教育を提供する側の考え方であること、生涯教育の町宣言文に掲げる5つの文化的活動により達成したい3つの願いがあることを改めて広く周知し、理解を深めていく必要があります。

《具体的な取組（例）》

- ホームページ、広報誌等を活用した分かりやすい解説による町民への周知
- 社会教育関係団体等を対象とした学習会、意見交換会の開催

2 生涯教育の担い手を確保する環境の整備

○社会の変化により生涯教育の担い手が減少しており、町内の様々な人的資源を活用し、生涯教育を提供する環境を確保することが求められます。

○複雑化する課題を解決するため、様々な分野の団体、事業者など新たな生涯教育の担い手を発掘し、つなぎ合わせるコーディネーター機能や機会を設けることが求められ、その拠点として中央・地区生涯教育センターが機能する必要があります。

《具体的な取組（例）》

- 中央・地区生涯教育センターを利用する団体の活動情報の提供、利用団体間の定期的な意見交換会等の開催
- 中央・地区生涯教育センター職員のコーディネーターとしての人材育成
- 学習環境の変化に対応した生涯教育の推進体制や生涯教育施設の見直し

3 個人の学習から生涯教育を提供する側につなげる仕組みの検討

学習は一人ひとりが芸術や文化、スポーツなどの文化的活動に触れることから始まり、一人でやってみる、皆とやってみる、そして学習を支援する側に回るという展開が望ましい姿です。

また、学習する側と学習を提供する側の両面を併せ持つことが、学習の成果につながっていくという考え方のもと、学習支援を進める必要があります。

《具体的な取組（例）》

- 町内の活動団体や町内の人材を講師とした講座開催
- 新たな活動団体の設立支援

4 環境に左右されない学習機会の確保

○家庭環境や経済状況、心身の障がいの有無等による体験機会の差を改善するため、関係機関や地域等が連携し学習支援に努める必要があります。

○町民の生活範囲は1次生活圏の枠組みを超えた活動が一般的になっており、各種団体や行政は1次生活圏毎の事業にこだわらず、より広域的な範囲を対象とした事業を企画するなど、従来の枠組みを越えた学習機会の確保に努める必要があります。

《具体的な取組（例）》

- 小学校、中学校、学童保育等との連携による学習機会の確保
- 多様性に配慮した学習機会や学習環境の確保
- 企業等と連携した保護者対象の事業実施の検討

5 安全・安心な暮らしを維持するための地域づくりの推進

現在では1次生活圏に求められる機能や役割が大きく変化しているほか、新たな生活課題の発生や災害の激甚化などの課題が発生しており、改めて隣近所から自治会の範囲を中心に災害時に助け合いができる互助の関係性が重要です。

暮らしの中での共同作業の減少、多様化する価値観の尊重など、地域における関係性が変化している中で、日常的に顔の見える関係性やお互い様の関係性をつくり、誰ひとり取り残さない地域づくりを進めることが出来るよう、改めて時代にあったつながりづくりの機会の確保に努める必要があります。

《具体的な取組（例）》

- 新たな生活課題に対応するため自治会等への支援事業の見直し
- 生活環境が大きく変わる中での1次生活圏の役割、機能の見直し